

京都大学	博士（法学）	氏名	楊 歆可
論文題目	配偶者の居住の保護に関する中日仏比較法研究		
（論文内容の要旨） 本論文は、夫婦がその生活のために居住する住宅（以下、「家族の住宅」という）をめぐる中国法の法的問題について、日本法及びフランス法を参照して検討するものである。 序章では、現代中国において、①夫婦またはその親の一方または双方が資金を出して購入した家族の住宅の所有権の帰属、②夫婦の一方が他方の同意なしに家族の住宅を処分した場合における他方配偶者の権利、③離婚時の財産分与における家族の住宅の扱い、及び、離婚配偶者の居住の権利という３つの問題に関する法的紛争が多発していることを指摘する。そして、日本では、これらの問題に関する学説の議論および立法提案がされていること、フランス法には精緻な法規定が存在することから、日仏両法との比較法研究により、中国における上記の問題の解決に有益な示唆が得られるとする。 第一章では、中国法を分析し、その問題点を指摘する。①家族の住宅の帰属について、裁判所は登記名義を基準に所有者を判断する傾向にあるが、たとえば、夫婦が共同で住宅ローンを返済している場合に、登記が単独名義であることを理由に、登記名義人の固有財産とすることには疑問がある。また、後得財産共通性の下、裁判例は、一方配偶者が贈与または相続によって取得した家族の住宅を夫婦の共通財産とするが、このような結論は後得財産共有制の趣旨に反する。②一方配偶者による家族の住宅の不当処分について、中国の法令及び裁判例が、家族の住宅についても取引の安全を居住の利益に優先させていることは適切でなく、配偶者の居住の利益を保護する必要がある。③中国では、離婚時に夫婦財産の清算をしたうえで財産分与をしておらず、財産分与において考慮すべき要素についても裁判例は一定していない。 第二章では、上記３つの問題に関する日本法の裁判例、及び、立法提案を含む学説を検討する。①家族の住宅の帰属について、判例は、出捐者を基準としている。②一方配偶者が家族の住宅を不当に処分した場合について、他方配偶者の居住の権利を保護する制度は存在しないため、裁判例は、詐害行為取消権などの制度を用いて、配偶者の居住の利益を一定程度保護するにとどまる。③離婚後の財産分与に関して、日本法には法律上、配偶者の居住の権利を保護する特別な手段が定められておらず、居住の権利を考慮して財産分与するかどうかは裁判所の裁量に委ねられている。また、裁判所は、夫婦財産を清算したうえで夫婦財産の分与を行うという処理をしておらず、財産分与をする際の考慮要素及び分与の方法が裁判例によって異なる点で中国と共通する。 第三章では、フランス法につき、法令及び裁判例を検討する。①フランス法は中国法と同様、後得財産共通制を採用する。しかし、中国法と異なり、財の由来を基準として、夫婦財産の帰属を定め、また、共通財産の分割に先立って夫婦財産を清算する制度が存在するため、家族の住宅の帰属について、夫婦のどちらに帰属するかは明らかである。さらに、フランスにおいては、相続及び恵与によって取得された財は、配偶者の固有財産となると定められている。②一方配偶者による家族の住宅の不当処分については、民法典に、家族の住宅に対する夫婦の共同管理・共同行使の定めがあり、配偶者の処分権が制限されている。この定めには、所有者の特権は家族の居住に道を譲るという精神が示されている。③民法典において、家族の住宅が貸借物である場合には、離婚配偶者に対する賃借権の優先的分与が、また、家族の住宅が夫婦の共同所有物である場合には、離婚配偶者への所有権の優先的分与が、家族の住宅が夫婦の一方単独所有物である場合には、他方の離婚配偶者のために賃借権を強制的に設定させるという保護手段がそ			

れぞれ定められている。さらに、補償給付制度により、居住の権利の付与が認められているほか、損害賠償の方法として離婚配偶者に居住の権利を付与する裁判法理が存在している。

終章では、日本法及びフランス法の検討から得られた示唆に基づき、中国における上記3つの問題につき、以下の解決を提示する。①家族の住宅の帰属については、日本法やフランス法と同様、住宅を取得した対価の由来を基準として判断すべきである。また、婚姻後に一方配偶者が贈与された住宅は、受贈者の固有財産とするのが適切である。②取引の安全の原則は、家族の住宅には妥当しない。中国でも、フランス法を参考に、一方配偶者による家族の住宅の不当処分から他方配偶者を保護する法制度の創設が必要である。③離婚後の財産分与に際しては、中国においても、フランス法と同様、夫婦財産の清算と財産分与を明確に区別する法制度を確立する必要がある。さらに、フランス法を参考にして、離婚の際には、当事者の事情により、家族の住宅の所有権または利用権の優先的分与あるいは賃借権の設定を認めることによって、配偶者の居住の権利を保障する制度を設けるべきである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、夫婦がその生活のために居住する住宅(以下、「家族の住宅」という)を対象として、①その所有権の帰属、②一方配偶者によって家族の住宅が処分された場合における他方配偶者の保護、③離婚時の財産分与における配偶者の居住の権利の保護という3つの問題につき、中国法、日本法及びフランス法の比較法的考察を行うものである。本論文の意義は、とりわけ、以下の点に認められる。

第一に、本論文は、夫婦財産制度を中心に、上記の3つの問題に関する中国法と日本法の規律を詳細に分析している。具体的には、両国の法令、判例、学説、法改正に関する議論が詳細に検討されているほか、フランス法の法令、裁判例との比較研究も行なわれている。こうした丁寧な分析により、本論文は、上記の3つの問題に関する、中国法、日本法、フランス法の比較法研究として非常に高い資料的価値を有するものとなっている。さらに、本論文は、3国の法制度を詳細に比較・分析しているだけでなく、それぞれの国における法的解決が、どのような法的思考によるものであるかも明らかにしている。たとえば、一方配偶者による家族の住宅の不当処分について、日本法と中国法では所有権の帰属が問題の解決に直結しているのに対し、フランス法では所有権の帰属とは切り離して問題の解決が図られており、夫婦財産制と財産法の一般原則との関係をどのように理解するかが、この問題の解決に影響を与えうるものが、明らかにされている。

第二に、本論文は、詳細な比較法的考察をふまえて、中国法における上記の3つの問題それぞれについて解決の方向性を提示している。本論文で示されている解決は、中国で頻発している家族の住宅をめぐる紛争の解決に有益な視点を提示するものであると評価できる。さらに、本論文の考察は、直接的には中国法を対象とするものであるが、日本における同様の問題を考察するに際しても参照に値する内容となっている。

もっとも、本論文は、上記の3つの問題相互の関係、とりわけ、家族の住宅の帰属に関する帰結が、離婚時の財産分与にどのように影響するかが十分に整理されていないという問題を抱えているほか、中国法に関して示されている解決を基礎づける法的根拠についても、なお精査すべき課題を残している。しかし、これらの課題は、今後の研究を通じて解決していくことができるものであり、本論文の価値を聊かも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士(法学)の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和6年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 年 月 日以降